

平成25年6月亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

その2

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 1～8 (略) (新設)</p>	<p>附 則 1～8 (略) <u>(特例期間中の給料の特例)</u> 9 <u>平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における市長、副市長及び病院事業管理者の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。</u></p>

亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第26号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、昭和30年1月17日から適用する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、昭和30年1月17日から適用する。</u></p> <p><u>(特例期間中の給料の特例)</u></p> <p>2 <u>平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における教育長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。</u></p>

亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 1～8 (略) (新設)</p>	<p>附 則 1～8 (略)</p> <p>9 <u>平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年亀岡市条例第4号）附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</u></p> <p>10 <u>特例期間においては、この条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p>(1) <u>地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の5.3を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>第23条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額</u></p> <p>ア <u>第23条第1項 前項及び前号に定める額</u></p> <p>イ <u>第23条第2項又は第3項 前項及び前号に定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>第23条第4項 前項及び前号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p> <p>11 <u>特例期間においては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗</u></p>

じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

12 特例期間においては、第5項の規定の適用を受ける職員に対する第9項、第10項各号及び前項の規定の適用については、第9項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から第5項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第10項第1号中「給料月額に対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に対する地域手当の月額から第5項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「前項及び前号」とあるのは「第12項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から第7項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

13 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 第1条、第2条 (略) (新設)</p>	<p>附 則 第1条、第2条 (略) <u>(特例期間における介護休暇に係る給与の取扱いの特例措置)</u> 第3条 <u>給与条例附則第9項に規定する特例期間においては、第15条第3項の規定の適用については、同項中「第22条」とあるのは「附則第11項(第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。</u></p>

職員の育児休業等に関する条例(平成4年亀岡市条例第9号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成4年4月1日から施行する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(特例期間における部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)</u></p> <p>2 <u>給与条例附則第9項に規定する特例期間においては、第21条の規定の適用については、同条中「第22条」とあるのは「附則第11項(第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。</u></p>

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年亀岡市条例第7号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(職務に復帰した職員に関する亀岡市一般職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号_____ )第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(職務に復帰した職員に関する亀岡市一般職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号。以下「給与条例」という。)第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>(特例期間における派遣職員の給与の取扱いの特例措置)</u></p> <p>3 <u>給与条例附則第9項に規定する特例期間においては、第4条の規定の適用については、「特例一時金」とあるのは「特例一時金の額(これらの給与のうち、給与条例附則第9項及び第10項(第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。</u></p>

亀岡市立幼稚園条例(昭和40年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現 行				改 正 後 (案)			
(保育料の減額) 第4条 (略) 表 1				(保育料の減額) 第4条 (略) 表 1			
区 分	減額する限度額			区 分	減額する限度額		
	1 人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)		1 人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
3 前2号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額			3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
				4 前3号以外の世帯	二	二	年額79,000円
				5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額		

表 2

区 分	減額する限度額	
	小学校 1 年生から 3 年生までの兄、姉を 1 人有しており、就園している場合の最年長者 (第 2 子)	小学校 1 年生から 3 年生までの兄、姉を 1 人有しており、同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までの兄、姉を 2 人以上有している園児 (第 3 子以降)
1 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定による保護を受けている世帯	年額 35,000 円	年額 79,000 円
2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
3 前 2 号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

表 2

区 分	減額する限度額	
	小学校 1 年生から 3 年生までの兄、姉を 1 人有しており、就園している場合の最年長者 (第 2 子)	小学校 1 年生から 3 年生までの兄、姉を 1 人有しており、同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までの兄、姉を 2 人以上有している園児 (第 3 子以降)
1 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定による保護を受けている世帯	年額 35,000 円	年額 79,000 円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4 前 3 号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	